

甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題第三者調査委員会中間取りまとめ

令和 7 年 12 月 26 日

甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題
第三者調査委員会
委員長 真山 達志

I. はじめに

甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題第三者調査委員会（以下、本委員会という。）は、令和 7 年 9 月 1 日に設置された。市長から本委員会への諮問事項は以下の通りである。

「平成 18・19 年度及び平成 21 年度の内部調査結果の検証に関すること」

以上を踏まえ、本委員会では次のような理解の下に調査を進めることとした。

- ・ 売上金の不足が発生した時期は 20 年以上前であることから、問題発覚当時の事実関係や責任の所在を改めて明らかにすることは現実的に難しいことは共通理解と考える。また、仮に何らかの不法行為があったとしても時効となっているため法的責任は追求できない。
- ・ 一方、当時の業務の仕方、問題発覚後の内部調査の仕方が適正かつ公平に行われていたのかについては、行政責任という観点から今なお重要であることから、本委員会の調査のポイントである。
- ・ 以上のことから、本委員会の主たる任務は、問題についての事実関係の解明や関係者の個別の責任追及ではなく、①問題が発生した背景や原因の検討、②問題の存在を認識した後の調査や責任追及の検討、そしてそれらの検討に基づいて、③同様の問題が生じないようにするために、今後の行政運営や問題発生時の対応のあり方についての提言を行うこととした。
- ・ 調査方法については、これまでの調査報告書、保存されている行政文書等の資料を中心に検討を行うが、重要部分については本委員会として外部の立場から再度の調査を行う。関係者の記憶も薄れているため、改めての聞き取り調査を体系的に実施することはないが、特に重要と思われる部分については必要に応じて聞き取り調査も排除しない。

II. これまでの開催状況

第1回委員会

日時：令和7年9月1日（月）17時00分～18時15分

場所：甲賀市役所別館101会議室

議事：

- ・甲賀市し尿くみ取り券売上金不足問題第三者調査委員会について
- ・委員長及び職務代理者の選任について
- ・概要及び今日までの経緯について
- ・今後の調査方法等について

第2回委員会

日時：令和7年9月29日（月）10時～11時30分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・旧甲南町のし尿くみ取り業務の手順、システムの検証
- ・次回の委員会について

第3回委員会

日時：令和7年10月14日（火）10時00分～11時30分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・問題が発生した後の調査を含めた対応の仕方の検証
- ・次回の委員会について

第4回委員会

日時：令和7年11月13日（木）10時～11時30分

場所：甲賀市役所5階第4委員会室

議事：

- ・前回委員会で整理した項目ごとの検証
- ・次回の委員会について

第5回委員会

日時：令和7年12月16日（火）10時～11時30分

場所：甲賀市役所4階401会議室

議事：

- ・元職員からの聞き取り調査
- ・残存する記録等の確認
- ・次回の委員会について

III. これまでの検討内容

1. 問題についての本委員会の認識

- (1) 本委員会が調査対象としている旧甲南町におけるし尿くみ取り券売上金不足問題（以下、本事案という。）は、旧土山町の手数料代金不足の調査の過程で発覚したものである。旧土山町の問題が表面化しなかったら、本事案も表面化しなかったか、表面化するのが相当程度遅れていたと考えられる。このことは、本事案が旧甲南町のみならず合併後の甲賀市においても深刻かつ重大な問題として認識されていなかったことを物語っている。
- (2) 本事案は、旧甲南町において販売された甲賀広域行政組合のし尿くみ取り券の売上金を月単位で送金する際、指定期日内に送金されない「遅延」が発生するという形で表面化しており、その遅延の背景に送金すべき現金が「不足」していたものである。すなわち、不足額を補うだけの売上げが貯まるまで送金が遅延していたのである。したがって、遅延期間が延びるということは、それだけ不足額は増えているという構造である。そのような観点で資料を検討すると、遅延自体は平成5年4月時点から確認されているが、当時はせいぜい数日の遅延に留まっていた。しかし、平成7年10月に13日間の遅延が発生したのを皮切りに、平成8年以降は変動はあるものの30日前後の大規模な遅延が生じている。問題は平成7年10月以降にあると考えることができる。
- (3) くみ取り券販売の担当職員の間では売上金が不足しているという認識がないわけではなかったが、長らく大きな問題意識を持つに至らず、問題の解明や事態の改善を求めるような動きは平成15年まで生まれなかった。
- (4) 本事案では、単に売上金が不足していただけでなく、平成8年4月に旧甲南町で現金等を保管していた「スカイファイル」から100～200万円程度の現金が見つかったとの証言があることから、事実関係を複雑にしている。本委員会でこれまで確認できたことは、そもそも「スカイファイル」に現金があったのかどうかも確証が得られないということである。実際に200万円程度の現金があったのなら、送金すべき現金の保管が杜撰だったということになるが、一方でその後の現金の行方が問題となる。実際には現金がなかったとすると、誰が何の目的でどのような「作り話」をしたのかが問題となる。
- (5) 以上のように、本事案の事実関係については不明確な部分が多いが、本委員会のこれまでの調査から、これまでの調査以上の新たな事実を発見することは困難であると言わざるを得ない。一方で、現金管理等の日常業務と何らかの問題が発覚した際の対応のいずれにおいても、厳格さや緊張感が欠けていたことは確認できた。

2. これまでの調査についての本委員会の評価

- (1) 平成 15 年に当時の担当者から売上金不足の問題提起を受けて旧甲南町において内部調査が行われた。しかし、この調査については報告書も存在せず、助役に対して口頭の報告がされただけで終わっている。200 万円程度もの資金不足（不明）にもかかわらず、町長に報告されたかどうかさえ不明である。この段階で厳格な調査を実施していれば、十分な資料もあり関係者の明確な記憶に基づく証言も得られたはずである。この時点での旧甲南町の対応が、本事案の実態が明らかにされず、責任の追及や問題解決の取組みが行われないまま現在に至った大きな要因であることは否定できない。旧甲南町のこのような対応の背景にある同町の認識は、合併時に本事案の存在についての引継ぎが行われなかつたことにも影響していると考えられる。
- (2) 合併後の甲賀市においては、平成 18・19 年に「し尿汲取り料金不足に係る調査委員会」（以下、単に調査委員会という。）を設置し旧甲南町に関しても調査を実施した。その結果を「旧甲南町におけるし尿汲取り調査にかかる報告書（平成 20 年 3 月現在）」として取りまとめている。その資料を見る限り、調査委員会は内部調査としてはかなり充実した調査を実施したと認められる。すなわち、入手可能な資料の検証・分析と関係者への聞き取り調査を実施し、相当程度まで事実関係を解明している。ただし、内部調査であるため、捜査権限があるわけでもなく、上司が部下から聞き取りをするというような構造（どうしても、遠慮、忖度、自己防衛等が起りがちである）にならざるを得ないことから、実態解明には限界があった。この点は調査委員会自身が認めているところである。実際、「調査委員会で検証し原因究明をする手法もなく限界があり、このような状況を早急に解決するため、改めて第三者機関による調査を行うこともひとつ的方法と思われる」と指摘している。この指摘に対して十分に検討された痕跡はなく、うやむやにされたまま調査が終結している。
- (3) 甲賀市では平成 22 年 1 月 15 日に「甲賀市旧甲南町し尿汲取料金不足問題対策委員会」が設置され、「旧甲南町におけるし尿汲取りにかかる問題協議」が行われた。この協議は 3 月 23 日と 30 日に 2 回行われたようだが本事案の実態解明についてはこれまでの調査結果を前提としており、主たる論点は、市としてこの本事案にどのように対応するかということであった。記録を確認すると、不足金を誰かに弁済させたり、当時の町長や担当者等に損害賠償請求したりできないかの検討も行われたが、弁護士相談においていずれも法的には困難であることが確認された。その結果、新たな調査委員会を立ち上げ、そこでの調査結果を踏まえて平成 22 年 9 月の議会で事実の公表というスケジュールの検討までされていた。しかし、第 2 回協議以降の記録が存在せず、その後の経緯は詳らかではないが、公表が見送られたことは確かである。そのような決定に至った経緯については現時点では明らかにできていないが、責任は旧甲南町にあり甲賀市にはないことを重視した検討内容であったことが確認できることから、このような発想が影響していることを否定できない。いずれにしても、問題を早期に解決するチャンスを逃したことは事実である。

3. 本事案の背景・原因についての本委員会の仮説

上述のようなこれまでの調査を踏まえて、本委員会では現時点で次のような仮説を設定している。

(1) 旧甲南町における業務遂行に対する意識の問題

- ① 日計、週計は元より、月計さえ行われないような業務処理の杜撰さや、金額の不足に対して問題意識を持っておらず、「こんなもの」という程度の認識しかなかったのではないか。
- ② 金額不足が生じても、送金を送らせ翌月分の売上げで穴埋めして辻褄合わせをしていることが異常なことであるという意識がなかったのではないか。
- ③ 以上のような認識であるがゆえに、問題を積極的に解明したり公表したりする必要性の認識もなかったのではないか。このことは、合併の際に本事案についての引継ぎを行わなかったことにも影響しているのではないか。

(2) 町の本来業務ではなく、広域行政組合の業務を請け負っているに過ぎないという事実から生じる問題点

- ① 日常業務では明確な区別は意識していないものの、問題が生じた場合には、一般会計とは別の広域行政組合の金銭管理であることによる責任感の欠如が生じていたのではないか。
- ② 管理職等に町全体の問題としておおごとにするより、担当者、担当部署レベルで処理する方がよいという発想があったのではないか。
- ③ 広域行政組合も、組合構成町の責任を積極的に追及する姿勢に欠けていたのではないか。より積極的に問題化していれば、早い段階で問題解決が図れた可能性があったのではないか。

(3) 本事案が表面化せず、一部の関係者を中心とした内部調査で留まっていたのは、上記の1および2で言及したような背景や原因に加えて、合併後の甲賀市において、本事案の全体像や責任の所在、再発防止策の検討を行うことよりも、自らの責任とならないようすることを優先する意識があったことが影響しているのではないか。

これらの仮説については既にある程度まで検証できている部分もあるが、まだ十分に解明できていない部分があることも事実である。今後の調査、検討において検証を進め、本事案の問題の本質とその原因・背景を可能な限り明らかにする予定である。また、それに基づいて再発防止策や今後の行政運営のあり方についての提言をまとめる予定である。その結果は、令和8年3月末を目途に最終報告として公表することを目指す。

以上